

社会福祉法人恵愛会

ショートステイセンター筑波園短期入所生活介護事業所
(従来型)

運 営 規 程

平成 1 2 年	4 月	1 日	施行
平成 1 4 年	7 月	1 日	改正
平成 1 5 年	4 月	1 日	改正
平成 1 7 年	1 0 月	1 日	改正
平成 1 8 年	7 月	2 0 日	改正
平成 2 0 年	4 月	1 日	改正
平成 2 3 年	4 月	1 日	改正
平成 2 6 年	4 月	1 日	改正
平成 2 7 年	7 月	1 日	改正
平成 3 0 年	4 月	1 日	改正
平成 3 0 年	7 月	1 日	改正
平成 3 0 年	8 月	1 日	改正
平成 3 1 年	4 月	1 日	改定
令和 3 年	4 月	1 日	改定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵愛会（以下「当法人」という。）が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業を含む。以下「本事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分りやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「ショートステイセンター筑波園短期入所生活介護事業所」とする。

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は、茨城県つくば市北条1180とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 兼務1名（常勤）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 兼務1名（非常勤）

医師は入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 兼務 1 名 (常勤)

生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者など他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 介護職員 専従 22 名以上 (常勤換算で 22 名以上)

介護職員は短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介護を行う。

(5) 看護職員 兼務 5 名以上 (常勤換算で従来型 3 名以上、ユニット型 2 名以上、うち 2 名以上は常勤)

看護職員は短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 兼務 2 名 (常勤) 兼務 1 名 (非常勤)

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為に必要な機能訓練等を行う。

(7) 介護支援専門員 兼務 1 名 (常勤)

介護支援専門員は入所者の心身の状況に沿った介護計画を作成し、その評価及び見直しを行う。

(8) 生活相談員 兼 介護支援専門員 兼務 1 名 (常勤)

(9) 管理栄養士 兼務 1 名

管理栄養士は利用者の心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行う。

(10) 調理員 適当数

(11) 事務員 適当数

(営業日及び営業時間)

第 7 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする。

(2) 営業時間 24 時間営業とする。(送迎サービスは午前 9 時から午後 5 時までとする。)

(利用定員)

第 8 条 一日に短期入所生活介護のサービスを提供する定員は 6 名とする。ただし、併設の特別養護老人ホームの空床においても、特別養護老人ホームの運営に支障がない場合限り、短期入所生活介護のサービスを提供することができることとする。

(短期入所生活介護の内容)

第 9 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴介護：衣類の着脱、洗髪、洗身、入浴、清拭、整容等、1 週間に 2 回以上行う。

(2) 排泄介護：排泄の準備、排泄誘導介助、おむつ交換、排泄後の後始末等を行う。

- (3) 食事サービス：食事に関する調理、準備、摂取介助、後始末を行う。
- (4) 健康管理：常に利用者の健康状態に注意し、健康の保持に努める。
- (5) 機能訓練サービス：利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
- (6) 送迎サービス：障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動介助を行う。
- (7) 相談、助言等に関すること：利用者及びその家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行う。日常生活動作に関する訓練の相談・助言、福祉用具の利用法の相談、助言、その他の必要な相談、助言を行う。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第10条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族など介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料等)

第11条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護の料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 居住費
- (2) 食費
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から 片道1kmにつき 100円

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払は、原則、口座振替により、指定期日までに受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業実施地域は、つくば市とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第15条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 短期入所生活介護に使用する備品などを清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応方法)

第18条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医または或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(安全管理体制等)

第19条 管理者は事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進するため、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 事故防止安全対策委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

(2) 事故防止安全対策委員会は、事故発生防止のための指針（マニュアル）の整備、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備、職員に対する研修の企画・実施等を行う。

(3) 職員に対し定期的に、事故発生防止及び発生時の対応に関する研修を実施する。

(非常災害対策)

第20条 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な処理方法、避難経路及び協力機関等の連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(短期入所生活介護利用にあたっての留意事項)

第21条 次の事項に該当する場合は施設入所を拒むことができる。

- (1) 定員に空きがない場合。(空床利用を含む)
- (2) 危険な伝染病疾患をもち、現在も感染させる恐れのある者。
- (3) 団体生活に著しく支障をきたす恐れのある者。

2 利用者は次の事項を順守しなければならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃したり自己の利益のために他人の自由を侵すことをしてはならない。
- (2) けんか、口論、その他他人の迷惑になる行いをしてはならない。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊してはならない。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全・衛生を害することをしてはならない。
- (5) 無断で備品の位置を変えたり、持ち出したり、又は損害を与えるような行いをしてはならない。

3 次の事項に該当する場合は施設利用を終了とする。

- (1) 利用者の退所の意志が確認でき、退所後の生活に支障がない場合。
- (2) 無断で退所し、再利用の見込みがない場合。
- (3) 病院に入院した場合。
- (4) 死亡した場合。
- (5) 前々項及び前項の事項に該当し、再三の要請にもかかわらず改善が見られない場合。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 身体的拘束適正化及び虐待防止に関する委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討を行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。

3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収入簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。